

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり企画提案書の提出を求めます。なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る令和7年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

令和7年1月10日

世田谷区

1. 業務概要

(1) 件名

世田谷区立図書館運営状況分析・評価及び管理運営方針策定支援等業務委託

(2) 業務内容

これまで区立図書館では、多様化する区民ニーズを的確に捉え、図書館サービスをより一層充実するため、区職員による運営（直営）のほか、世田谷図書館（平成28年）、梅丘図書館（平成31年）が窓口等の一部業務委託による運営、経堂図書館（平成29年）、下馬図書館（令和4年）、烏山図書館（令和4年）が指定管理者制度による運営、令和8年2月からは梅丘図書館が一部業務委託から指定管理者制度による運営を予定している。

令和6年4月に策定した第3次世田谷区立図書館ビジョンでは、「専門性と効率性を両立した運営体制」を基本方針の一つとして、直営館だけでなく一部業務委託館、指定管理館を含めて個々の運営評価を行い、それぞれの特色を活かした施設ごとの管理運営方式を検討し、区立図書館全体の管理運営方針を定めることとしている。

本業務は管理運営方針の策定に向けて、各館の現状や課題、利用者特性、地域特性、施設条件の分析及び第3次世田谷区立図書館ビジョンに基づく取組み状況等の評価を行う。また、分析・評価を踏まえた区立図書館全体の管理運営方針の策定に係る支援業務の委託を行うものである。

(3) 履行期間

令和7年4月（月上旬）から令和8年3月31日まで

2. 参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当する事業者とする。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること、または当該資格を取得するに足る同等の条件を満たしていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法第17条第1項に基づく更正手続き開始申立て又は民事再生法第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと。
- (5) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

- (6) 平成27年度以降に、図書館（図書館法に基づく公立図書館）の分析・評価業務を行った実績を有すること。
- (7) 世田谷区立図書館運営状況分析・評価及び管理運営方針策定支援等業務委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。
選定委員会の構成員は、下記「5. 選定方法」のとおり。

3. 企画提案書の提出者を選定するための基準

本件では企画提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4. 事業者を特定するための評価基準

(1) 実施体制に関する事項

- ・業務責任者等の実績及び経歴等
- ・配置人員、役割、区との連絡体制

(2) 図書館の分析・評価業務の実績

(3) 業務の実施方針

- ・業務全般の趣旨・目的に対する理解と認識
- ・業務の計画性・確実性
- ・関連資料や各館長へのヒアリング等を踏まえた、各館の現状や課題、利用者特性、地域特性、施設条件等の分析能力
- ・第3次世田谷区立図書館ビジョンに基づく取組み状況等の評価能力
- ・管理運営方針策定支援能力

(4) 直営館、一部業務委託館、指定管理館が相互連携し、区立図書館全体のサービス向上につながるための自由なアイデアによる提案力

(5) 見積金額及び内容の妥当性

- ・見積金額及び内容の妥当性
- ・経営状態の安定性

5. 選定方法

事業者が提出した企画提案書を基に、評価基準により選定委員会が審査し、選定する。
なお、ヒアリングの実施は行わない。

〈選定委員会の構成員〉

委員長 教育政策・生涯学習部長 玉野 宏一

副委員長 教育政策・生涯学習部中央図書館長 齋藤 稔

委員 教育政策・生涯学習部教育総務課長 井上 徳広

委員 教育政策・生涯学習部中央図書館 図書館事業推進担当係長 沖野 雄一

6. 手続等

(1) 担当部課

教育政策・生涯学習部中央図書館 環境推進担当

〒154-0016 世田谷区弦巻3-16-8 世田谷区立中央図書館 地下1階

電話 03-3429-1811 FAX 03-3429-7436

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：令和7年1月10日（金）から令和7年1月22日（水）まで

交付場所及び方法：区ホームページからダウンロード

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：令和7年1月22日（水）午後5時まで(必着)

提出場所：(1)の担当部課

提出方法：持参又は郵送

(4) 企画提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：令和7年2月20日（木）午後5時まで(必着)

提出場所：(1)の担当部課

提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便に限る。）

7. その他

(1) 応募に関して必要な費用は、すべて応募者の負担とする。

(2) 提出された書類は返却しない。また企画提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該企画提案書類の内容を無償で使用できるものとする。

(3) 審査の結果、特定された「契約優先交渉相手方」と契約締結の交渉を行う。契約不調の場合は、評価により順位付けられた上位の事業者から順に、契約締結の交渉を行う。

(4) 参加者が次の事項の一つ以上に該当するときは、失格とする場合がある。

①定められた提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。

②指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないとき。

③虚偽の内容が記載されているとき。

④審査結果に影響を与えるような工作をしたとき。

⑤その他、企画提案要求説明書に違反すると認められるとき。

(5) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る

(6) 契約保証金 免除

(7) 契約書作成の要否 要

(8) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(9) 契約等の詳細な委託内容については区と協議を行い、協議が整った場合に契約を締結する。本プロポーザルは契約予定事業者の選定を目的とし、契約において区は選定さ

れた提案書の内容に拘束されない。

- (10) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号、名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (11) 提案書の作成に際し、区立図書館施設を調査する場合について、上記「6.（1）担当部課」に事前に相談すること。ただし、利用者の迷惑となる行為や写真撮影は不可とし、質問も受け付けない。
- (12) 関連情報を入手するための照会方法
上記「6.（1）担当部課」及び世田谷区ホームページ（下記ページ）
(<https://www.city.setagaya.lg.jp/kuseijouhou/keiyakunyuusatsu/13141.html>)